



# おしえてマイナンバー

## マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)



マイナンバー  
イメージキャラクター  
マイナちゃん

### ○マイナンバー制度実施の流れ

マイナンバーの通知から利用開始までのスケジュールについてお知らせします。

平成27年10月以降

#### ご自宅に通知カードが届きます

住民票の住所に、12桁のマイナンバー(個人番号)が記載された通知カードが届きます。住民票の住所と異なる所にお住まいのかたは、受け取ることができないことがありますので、ご注意ください。

#### 通知カードイメージ

個人番号	○○○○○○○○○○○○
氏名	み～な
住所	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420-1
平成	○年 3月 7日生 性別
発行	平成27年10月○日

マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。  
顔写真は掲載されませんので、通知カードだけでは、本人確認のための身分証明書とはなりません。

平成28年1月

#### マイナンバーの利用開始

税の受付や社会保障の受付で、マイナンバーの利用が開始されます。申請書などへのマイナンバーの記載が必要となります。個人番号カードの交付も始まります。個人番号カードの交付は無料です。

#### 個人番号カードイメージ



マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載され、本人の写真が表示されます。  
本人確認のための身分証明書として利用できます。

### ○民間事業者のみなさまへ

民間事業者のかたも、平成28年1月以降、税や社会保障の受付で、従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

マイナンバーの適正な取扱いのため、「マイナンバーの適正な取扱いに関するガイドライン」が作成されていますのでご確認ください。ガイドラインは下記のホームページからダウンロードできます。

特定個人情報保護委員会ホームページアドレス <http://www.ppc.go.jp/>

**問合せ** マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178  
午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応  
☎0570-20-0291

総務課企画政策防災担当 ☎62-1231